第 6 号

平成 20 年 10 月 1 日

黒島まちづくり便り

発 行

黒島地区まちづくり協議会

一日一日と秋の深まりを感じるようになりました。皆さ まは秋の夜長をいかがお過ごしでしょうか。

先月の26日に実施した黒島区の臨時総会で黒島地区の伝建地区指定に関し、地元の皆さんの承認が得られました。今回のまちづくり新聞では、これまでに市から説明のあった、伝建地区の指定範囲(案)や地区指定後の支援制度(案)などについて、お知らせします。

~もくじ~

黒島区臨時総会の報告 伝建地区の範囲(案) 伝建地区指定後の建物の

ルール(案)について 伝建地区指定後の

支援制度(案)について 先進地視察報告

黒島区臨時総会の報告

伝建地区指定に関して、臨時総会で承認されました

- ・平成20年9月26日(金)に開催した 黒島区臨時総会には、黒島区の住民96 名の方にお集まり頂きました。
- ・大岩教育長さんをはじめ、市の職員の方 から伝建地区指定に関する最終的な説明 がありました。
- ・その後、市の職員の方には退席していただき、伝建地区指定に関して賛否をとったところ、出席者全員の賛成を頂き、黒島区として伝建地区指定を受け入れることが承認されました。
- ・また臨時総会に出席できなかった方の委任状 105 名(町内在住者 78 名、町外在住者 27 名)を合せると、最終的には201名の賛成を得たことになります。
- ・黒島区の皆さまのご理解と承認を頂き、 ありがとうございました。



臨時総会の様子



伝建地区制度に関する最終的な説明

伝建地区の範囲(案)

黒島地区伝統的建造物群保存地区・保存区域(案)



伝建地区指定後の建物のルール(案)について

工事をする場合に、市への申請と許可が必要になります

<伝建地区指定後、許可が必要になる行為>

建築物等の新築、増築、改築、移転、除去

建築物等の修繕、模様替え、色彩の変更などで外観を変更する行為

宅地の造成などの土地の形質の変更

木竹の伐採

外観を変更しない内部の改装などは、申請・許可の必要がありません。

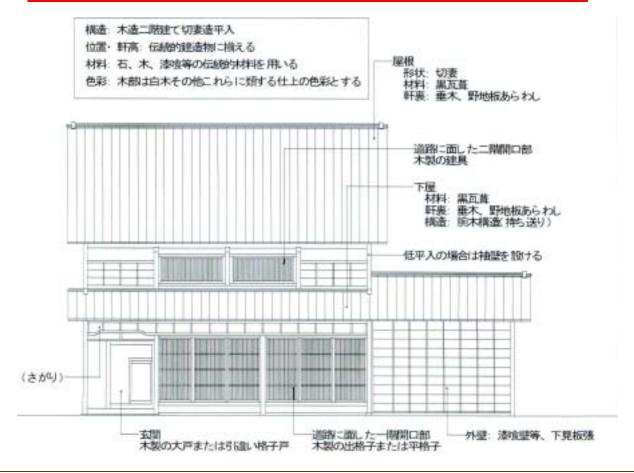
など

黒島らしい建物にするためのルールができます

<基準(案)の一例(平入・二階型>

伝建地区指定後に建物を新築したり、増改築する場合には、建物の外観について

は、下に示したルールを守るようにしなければならなくなります。



伝建地区指定後の支援制度(案)について

- ・工事の際にルールを守れば下表のような支援が受けられるようになります。
- ・また固定資産税の減免を受けられるようになります。
- <支援制度の一例>

工事費等の関係費用		伝統的建造物 (保存物件)		一般建造物 (基準に合致した場合)	
		補助率	限度額	補助率	限度額
建築物の修理·修景 (屋根·外壁等の外観部分)	主屋	80%	1,000 万円	70%	400 万円
	土蔵	80%	600 万円	70%	250 万円
	その他付属屋	80%	400 万円	70%	150 万円
工作物の修理・修景(塀・石垣・門等)		80%	300 万円	70%	150 万円
固定資産税関係		伝統的建造物 (いわゆる保存物件)		一般建造物	
家屋		免除		3割減免	
家屋の敷地		5割減免		3割減免	

< 伝建地区制度に関する問合せ先 >

輪島市教育委員会文化課 電話:0768-22-7666

先進地視察報告

協議会が富山・高岡方面に視察に行ってきました

- ・平成 20 年 9 月 27 日 (土) にまちづく り協議会の 17 名が富山市東岩瀬と高岡 市山町筋伝建地区を視察してきました。
- ・現地では市役所の担当者や地元のまちづくリグループにお話しを聞き、まち歩き や公開施設の視察などを行いました。
- ・視察の成果を今後のまちづくり活動の参 考したいと思います。



富山市・東岩瀬での視察の様子